

川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業

実施方針

(修正版)

令和5年1月

(令和5年3月10日修正)

川崎市

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1) 募集及び選定の方法	5
(2) 募集及び選定スケジュール	5
(3) 募集及び選定手続き等	6
(4) 入札参加者の資格等	7
(5) 審査及び落札者決定に関する事項	11
3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
(1) 本事業における責任分担の基本的考え方	12
(2) 本市による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	12
4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
(1) 施設の概要	13
(2) その他、主要な事業条件の概要	13
5 事業契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
(1) 選定事業者契約不履行の懸念が生じた場合	14
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	14
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
(1) 法制上及び税制上の措置	14
(2) 財政上及び金融上の支援	15
(3) その他の事項	15
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
(1) 議会の議決	15
(2) 提案に伴う費用負担	15
(3) 情報公開及び情報提供	15
別紙 1 リスク分担表	
別紙 2 本事業の対象校一覧	

はじめに

川崎市は、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的、効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定め、PFI 法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 20 日

川崎市長 福田 紀彦

用語の定義

用語	定義
本事業	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業をいう。
本市	川崎市をいう。
空調設備等	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の設備等をいう。
対象校	本事業の対象となる市立学校をいう。
対象室	本事業の対象となる普通教室、特別教室、管理諸室をいう。
更新対象設備	空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象となり、事業開始から撤去されるまでの間は、維持管理業務の対象にもなる設備をいう。
更新対象外設備	空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる空調設備等をいう。なお、一部については、本事業において対象室から別の対象室に移設され、維持管理業務の対象となる。また、事業期間中に本事業とは別に更新又は新設が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると市が判断した設備も含まれる。
新設等設備	空調設備等のうち、本事業において更新により設置され、又は新設される設備で、事業期間を通して維持管理業務の対象となる空調設備等をいう。
更新	既存の設備等の撤去を行い、新たに設備等を設置することをいう。
選定事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託し又は請け負い、特別目的会社に出資を行う法人をいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託する又は請け負うが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる１法人をいう。
参加資格確認基準日	参加表明書提出日をいう。
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）をいう。
入札説明書等	公募の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な書類をいう。

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業

イ 公共施設等の管理者等の名称

川崎市長 福田 紀彦

ウ 事業目的

本市では、平成 20 年度から 21 年度までにかけて、小学校及び聾学校 90 校の普通教室へ PFI 手法で、中学校 41 校の普通教室へ直接施工で、空調設備を一斉整備し、全ての普通教室へ空調設備の整備を完了した。併せて、「学校施設長期保全計画」に基づく改修を行い、空調設備が未設置だった特別教室への空調設備の設置や更新時期を迎えた管理諸室の空調設備の更新整備を順次進めてきた。こうして整備してきた空調設備の多くは設置から 10 年以上が経過し、更新時期を迎えている。

本事業は、PFI 手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、川崎市立学校の教室等における空調設備等の効率的・効果的な更新及び新設等並びに維持管理等を行い、夏季及び冬季の室温を適切に保つことによる児童生徒への望ましい学習環境の提供とともに、総事業費の縮減への寄与を目的とするものである。

エ 対象となる事業の概要

本市は、市内の市立小学校 103 校、市立中学校 51 校の空調設備等について、一斉更新整備を行う本事業を実施する。また事業期間を通して更新対象設備、新設等設備及び更新対象外設備の維持管理を行う。

オ 事業方式

本事業は、選定事業者が、PFI 法に基づき、自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、本市に空調設備等の所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

カ 事業期間

(ア) 設計・施工期間

事業契約締結日～令和 11 年 3 月

※概ね対象校毎に本市が示す施工年度に従って、設計・施工を行うものとする。ただし、一部の対象校においては、施工年度が複数年度にわたることを予定している。

詳細は、入札説明書等において提示する。

※施工は、夏季休業や冬季休業などの長期休業期間に加えて、それ以外の期間におい

ても学校運営に支障のない範囲において、実施可能とする。

(イ) 維持管理期間

- a 新設等設備：令和 7 年度中～令和 23 年 3 月（約 16 年間）
 - 令和 7 年度施工分：令和 7 年度中～令和 22 年度 約 16 年間
 - 令和 8 年度施工分：令和 8 年度中～令和 22 年度 約 15 年間
 - 令和 9 年度施工分：令和 9 年度中～令和 22 年度 約 14 年間
 - 令和 10 年度施工分：令和 10 年度中～令和 22 年度 約 13 年間
- b 更新対象設備：令和 6 年 4 月から更新までの期間（1～5 年間）
- c 更新対象外設備：令和 6 年 4 月～令和 23 年 3 月（17 年間）

キ 事業範囲

選定事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりである。

(ア) 空調設備等の設計業務

- a 空調設備等の設計のための事前調査業務（各種運用関連データを含む遠隔管理システムの導入を行うものとする。）
- b その他、付随する業務（業務チェックリストの作成及び提出、調整・報告・申請・検査等。なお、調査業務には、対象校との調整も含む（以下、各業務において同様）。）

(イ) 空調設備等の施工業務

- a 空調設備等の施工のための事前調査業務
- b 空調設備等の新規設置に係る施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設の移設・復元、既存設備の撤去・処分、既存冷媒の回収・引渡等）を含む。）
- c 既存空調設備等の移設に係る施工業務（既に整備されている空調設備のうち、本市が指定する空調設備等を取り外し、別の諸室に設置することに伴う一切の工事。）
- d その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

(ウ) 空調設備等の工事監理業務

- a 空調設備等の施工に係る工事監理業務
- b その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

(エ) 空調設備等の所有権移転業務

- a 新設等設備の施工完了後の本市への所有権の移転業務

(オ) 空調設備等の維持管理業務

- a 新設等設備、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理のための事前調査業務
- b 事業期間にわたる新設等設備の性能の維持に必要な一切の業務（新設等設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等。なお、運用状況を踏まえたデマンドコントローラーの適切な設定変更も含む。）
- c 更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務（定期点検、フィルター清掃等）
- d 新設等設備及び更新対象外設備に係る緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- e 新設等設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- f 新設等設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- g 新設等設備、更新対象設備及び更新対象外設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に係る点検業務等）
- h その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成及び提出、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、本市が行うモニタリングへの協力等）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとする。空調設備等の運転に必要なエネルギー費用については、本市が負担する。

(カ) 空調設備等の移設等業務

- a 対象校の統廃合、改修工事等があった場合の必要に応じた空調設備等の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）業務

なお、上記の空調設備等の移設等業務にかかる費用については、本市の負担とする。

ク 選定事業者の収入

本市は選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」）及び空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」）を支払う。

(ア) 設計・施工等のサービス対価

空調設備等の設計・施工等のサービス対価については、令和 7 年度施工分、令和 8 年度

施工分、令和 9 年度施工分、令和 10 年度施工分を、各施工年度における新設等設備の所有権移転後に当該会計年度の終了日までに支払う。なお、一部に国庫交付金の充当を予定している。サービス対価の支払方法の詳細については、入札公告時に提示する。

また、整備の対象となる空調設備等は、事業期間中に変更となる可能性がある。変更に伴うサービス対価の見直し方法については、入札公告時に提示する。

(イ) 維持管理のサービス対価

a 新設等設備

令和 7 年度施工分、令和 8 年度施工分、令和 9 年度施工分、令和 10 年度施工分の新設等設備の維持管理のサービス対価は、各施工年度の当該会計年度の終了日までに当該年度分を支払い、各施工年度の翌年度以降は事業期間の終了まで年 2 回ずつ支払うことを想定している。

b 更新対象設備

本事業において更新を行うまでにおいて、年 2 回ずつ支払うことを想定している。

c 更新対象外設備

事業期間の終了まで年 2 回ずつ支払うことを想定している。

なお、維持管理の対象となる空調設備等は、事業期間中に変更となる可能性がある。変更に伴うサービス対価の見直し方法については、入札公告時に提示する。

ケ 本事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を行うにあたり必要とされる関係法令、関係条例及び関連施行令・規則等を遵守すること。

なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書（案）を参照のこと。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 選定基準

本事業を従来型事業として実施した場合と PFI 事業として実施した場合とを比べ、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担額の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

イ 選定方法

(ア)本市の財政負担見込み額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額

の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(イ)本市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

ウ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、本市のホームページへの掲載により速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、落札者の決定にあたっては、設計・施工能力、維持管理能力、事業計画能力及び本市の支払うサービス対価の額等を総合的に評価して決定する予定である（「総合評価一般競争入札」（地方自治法施行令第167条の10の2））。なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

日程（予定）	内容
令和5年1月20日	実施方針及び要求水準書（案）の公表 実施方針等に関する質問及び意見の受付開始
2月2日	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切
2月17日	実施方針等に関する質問への回答の公表
3月下旬	特定事業の選定
5月中旬	入札公告（入札説明書等の公表）
5月下旬	現地見学会参加の申し込み開始 入札説明書等に関する質問の受付締切（第1回）
6月中旬	入札説明書等に関する質問及び回答の公表（第1回）
7月上旬	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付締切
7月中旬	資格確認通知書の発送
7月下旬	個別対話の実施
7月中旬～8月上旬	現地見学会
8月上旬	入札説明書等に関する質問の受付締切（第2回）
8月下旬	入札説明書等に関する質問及び回答の公表（第2回） 入札
9月～10月	川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会での審査
10月下旬	落札者の決定
11月下旬	基本協定の締結
12月下旬	仮契約の締結
令和6年3月中旬	契約に関する議会の議決

(3) 募集及び選定手続き等

ア 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に記載の内容に関して、質問・意見を下記により受け付ける。

(ア)受付期間 令和5年1月20日(金)～2月2日(木)

(イ)提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1「実施方針等に関する質問書」及び様式2「実施方針等に関する意見書」に記入の上、E-mail で提出すること。
(文書形式は Microsoft-Excel とする。)

(ウ)提出先 川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

〒210 - 0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階

E-mail : 88seibi@city.kawasaki.jp

(エ)回答方法 令和5年2月17日に本市のホームページで公表する。

なお、質問・意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更することがある。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針等に対する意見等を踏まえ、PFI 事業として実施することが適当であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、令和5年3月下旬に公表する。

ウ 入札公告

令和5年5月中旬に入札公告を行う。入札公告では、入札説明書及び付属資料（要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集等）を公表する。

エ 入札説明書等に対する質問の受付、質問及び回答の公表

質問の受付、質問及び回答の公表は2回実施する予定である。第1回は、入札公告から令和5年5月下旬までに質問を受け付け、令和5年6月中旬を目途に回答する。第2回の質問は、令和5年8月上旬までに質問を受け付け、令和5年8月下旬を目途に回答する。

オ 現地見学会の実施

本事業の対象校に対する現地見学会を実施する。現地見学会の時期は、令和5年7月中旬から8月上旬を予定している。現地見学会は5月下旬頃までに事前に申し込みを受け付けて、日程等を調整の上で実施するものとするが、具体的な申し込み時期・方法や現地見学会開催時の留意点等の詳細は、入札公告時に提示する。

カ 参加表明書(資格確認申請書含む。)の受付、資格確認通知の発送

入札参加希望者は、参加表明書(資格確認申請書含む。)を入札説明書に定める日(令和5年8月上旬を予定。)までに提出すること。資格審査の結果については、入札説明書に定める日(令和5年7月下旬を予定)までに入札参加希望者に通知する。

キ 個別対話の実施

入札参加資格確認により入札参加資格を得た入札参加者を対象として、本事業の条件等に関する理解をより深め、入札参加者の事業提案書等の作成に向けた検討の一助とすることを目的に個別対話を実施する。申込方法、実施方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

ク 入札

入札参加希望者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を令和5年8月下旬までに提出するものとする。提案方法の詳細については、入札公告時に提示する。

ケ 落札者の決定

提出された提案書について総合的な評価を行い、落札者を決定し、令和5年10月下旬に公表する。

コ 基本協定の締結、仮締結の締結

本市は、落札者と令和5年11月下旬に基本協定を締結し、令和5年12月下旬までに仮契約を締結する。

(4) 入札参加者の資格等

ア 入札参加者が備えるべき資格

(ア) 入札参加者の構成等

- a 本事業の入札参加者には、空調設備等の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、施工業務を行う者、維持管理業務を行う者を含むこと。また、必要に応じて、本事業の進捗管理や他の構成員、協力企業等との連絡調整などの業務を行う者も入札参加者に含むことができる。なお、同一の者が複数の業務を行うことを妨げない。ただし、同一の対象校において施工業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一とな

ることは認めない。

- b 入札参加者のうち、「(4) ーエ」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、かつ、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、SPC に出資せず、かつ、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を協力企業として、必ずいずれかに位置付けること。
- c 入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業を定め、必ず代表企業が手続きを行うこと。

(イ) 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者を構成する構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- c 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。ただし、指名停止期間が 1 か月以内のものである場合は、この限りではない。
- d 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- e 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- f 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）
- g 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- h 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）
- i 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。

- k 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - (a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (c) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が (a) から (d) までのいずれかに該当する者
- l 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人でないこと。
- m 子会社又は親会社が e から l に該当すること。
- n 本市が本事業について、アドバイザー業務を委託している三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社東畑建築事務所及び弁護士法人御堂筋法律事務所並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。
- o 入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又は企業の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねているものをいう。

(ウ) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

設計、施工、工事監理、及び維持管理の各業務を行う構成員及び協力企業は、上記（イ）の要件のほか、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、有資格業者名簿の登録についてはいずれも参加資格確認日までに行うものとし、詳細は財政局契約課に問い合わせること。

- a 「空調設備等の設計業務」を行う者の要件
 - (a) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - (b) 本市の令和 5・6 年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。

- (c) (少なくとも 1 企業は) 平成 25 年度以降に、完成済みの延べ床面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の設計の元請としての実績を有していること。
- b 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の移設等業務」を行う者の要件
 - (a) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (b) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 950 点以上であること。
 - (c) 本市の令和 5・6 年度の工事請負有資格業者名簿において、空調衛生に登録されていること。
 - (d) 平成 25 年度以降に、完成済みの延べ床面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。
- c 「空調設備等の工事監理業務」を行う者の要件
 - (a) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
 - (b) 本市の令和 5・6 年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
 - (c) 平成 25 年度以降に、完成済みの室内機 15 台以上かつ延べ床面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の工事監理の実績を有していること。
- d 「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件
 - (a) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
 - (b) 本市の令和 5・6 年度の業務委託有資格業者名簿において、当該業務に登録されていること。
 - (c) 平成 25 年度以降に連続して 5 年以上の期間、室内機 10 台以上かつ延べ床面積 1,000 m²以上の空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

イ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、入札日までの期間に、「アー（イ）」において定

める資格要件を欠くような事態が生じた場合には、入札に参加することができない。

ウ 構成員等の変更

入札参加者の構成員及び協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、本市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

エ 特別目的会社の設立に関する要件

(ア)落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する SPC を川崎市内に設立すること。

SPC は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社とする。

(イ)SPC への出資は入札参加者の構成員によって行うこと。

(ウ)代表企業は、SPC への出資者のうち最大の出資を行うこと。

(エ)すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

(5) 審査及び落札者決定に関する事項

ア 事業提案の審査

審査は、学識経験者等で構成する川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会（以下「選定委員会」という。）にて行うものとする。事業提案については、公平性、透明性、客観性を確保した上で、入札公告時に公表する落札者決定基準に従って、審査を行う。

イ 落札者の決定

入札参加者からの提案書を選定委員会が審査し、その結果に基づいて本市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

本市は落札者と協議を行い、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて事業契約（仮契約）を締結する。

仮契約は、市議会の議決を経たときに本契約となる。なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結までに、「(4)ーアー (イ)」に定める資格要件に違反した場合は失格となる。

ウ 審査結果の公表

審査結果は、落札者決定後に、速やかに公表するものとする。

エ 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は本事業の公表時及びその他本市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 本事業における責任分担の基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。

この考え方に基づいて、本市及び選定事業者間における設計・施工段階、維持管理段階等におけるリスク分担の考え方を、別紙 1「リスク分担表」に記載する。なお、別紙 1 で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問及び回答や本市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化するものとする。

(2) 本市による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)

ア モニタリングの概要

本市は、選定事業者が、事業契約において定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準書及び選定事業者の提案に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、モニタリングを実施するものとする。本市は、定期又は随時に事業契約書に定める方法及び手段によりモニタリングを行うものとする。選定事業者は、本市の求めに応じて、本市が行うモニタリングに協力することとする。モニタリングに係る費用は、原則として本市が負担することとするが、モニタリングに必要となる書類の整備やモニタリングへの立会い等、選定事業者による本市のモニタリングの協力に必要な費用は、選定事業者の負担とする。

イ モニタリングの対象

本市は、選定事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理の業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行う。なお、空調設備等の性能に係る確認は、原則として選定事業者が実施し、本市がその結果を確認するものとするが、必要な場合には、本市が自ら実施する場合もある。なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、選定事業者の責務であり、本市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはないことに留意すること

ウ モニタリングの実施時期

モニタリングは、原則として、設計時、施工時、工事完成時、維持管理時、事業終了時の各段階において行う。事業期間中及び事業終了時のサービス水準は、入札説明書等、事業提案書等にもとづいて、事業契約において定めるものとする。

エ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において提示する。また、事業契約において定める。

オ 選定事業者に対する支払額の減額等

本市がモニタリングを行った結果、選定事業者が提供するサービスの水準が、要求水準書及び選定事業者の提案に基づいて事業契約において定められたサービス水準が維持されていないと本市が判断する場合は、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の措置を講ずることとする。なお、減額等の具体的な手続きについては、入札説明書等において提示する。

4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の概要

ア 対象となる施設

別紙2に示す川崎市立小中学校 154 校の約 7,100 室（予定）を本事業の対象とする。

イ 学校施設の立地条件等

対象校ごとの対象となる施設の立地条件等については、入札説明書等において提示する。

(2) その他、主要な事業条件の概要

ア 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において設定することとする。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し、提案すること。

イ 市立学校施設等の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の設置に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、PFI

法第71条第2項の規定により、設計・施工期間中、本市が選定事業者は無償で使用させる。ただし、校舎の屋上の使用は、施設管理上の問題から、原則として認めないこととする。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、本市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等）室外機等の配置場所については、原則として学校教育活動等に支障を来たさない場所とする。（例えば、普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとする。）

ウ 学校施設の関連事業に関する事項

本市では、川崎市地球温暖化対策基本計画に基づく取組として、脱炭素に向けた取組の一環として、PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）の手法により令和8年度までに設置可能な全ての学校の屋上に太陽光発電設備の設置を予定している。

5 事業契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約について疑義が生じた場合は、本市と選定事業者は誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約において定める具体的措置によることとする。また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を講じる。

(1) 選定事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

本市は、事業契約の規定に従い、選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。その他の対応方法については、事業契約で定める。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の事項

本市が支払う設計・施工等の対価の一部には、国庫交付金を充当することを予定しているので、選定事業者は、本市の申請手続きを支援するものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和5年第1回川崎市議会定例会に提出予定である。なお、本事業の事業契約に関する議案を令和6年第1回川崎市議会定例会に提出する予定である。

(2) 提案に伴う費用負担

入札参加者の提案に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

本市は、本事業に関する情報提供を本市ホームページを通じて適宜行う。

〔問い合わせ先〕

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階

電話：044-200-0362

E-mail：88seibi@city.kawasaki.jp

本実施方針は本市のホームページに掲載している。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-9-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

別紙1 リスク分担表（※1）

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
入札説明書等リスク		1	入札説明書等の各種公表書類（参考図書を除く。）の誤りや本市の理由による変更に関すること。	○	－
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る直接関係する根拠法令の変更や新たな規制に係る法令の制定に関すること。	○ ※2	－
		3	上記以外の法令の変更や新規の法令の制定に関すること。	－	○
		4	消費税および地方消費税に関する変更。	○	－
	税制変更 リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制度の新設及び変更に関すること。	○	－
		6	上記以外の税制度の変更等に関すること。（例：法人税等）	－	○
		許認可等 リスク	7	事業管理者として本市が取得すべき許認可の遅延に関すること。	○
	8		業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関すること。	－	○
	政策変更 リスク	9	本市の政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業内容の変更に関すること。	○ ※3	－
	社会リスク	住民対応 リスク	10	空調設備等の設置および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望等への対応に関すること。	○
11			選定事業者が行う調査、施工、維持管理に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望等への対応に関すること。	－	○
環境リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応に関すること。	－	○
第三者賠償 リスク		13	選定事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故等により第三者に与えた損害の賠償に関すること。	－	○
		14	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償に関すること。	○	－
不可抗力リスク		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害及び疫病や感染症等や維持管理業	○ ※4	△ ※4

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
			務の変更に関すること。		
経済リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保に関する こと。	－	○
	物価変動 リスク	17	設計・施工段階の物価変動（空調 設備等の整備費に関するもの）に 関すること。	△ ※5	○ ※5
		18	維持管理段階の物価変動（空調設 備等の維持管理費に関するもの） に關すること。	△ ※5	○ ※5
測量・調査リスク		19	選定事業者が実施した測量、調査 等の不備に関すること。	－	○
		20	当初想定ができず、選定事業者が 実施した測量、調査により発見さ れた、既存校舎の構造等の重大な 欠陥に關すること。	○	－
計画リスク	設計リスク	21	選定事業者が実施した設計の不備 に關すること。	－	○
	計画変更 リスク	22	本市の要望による設計条件の変更 等に関すること。	○	－
工事リスク	工事費増加 リスク	23	選定事業者の責めに帰すべき事由 による工事費の増加に關すること。	－	○
		24	本市の責めに帰すべき事由による 工事費の増加に關すること。	○	－
	工事遅延 リスク	25	選定事業者の責めに帰すべき事由 による、事業契約で定められた整 備期限の遅延に關すること。	－	○
		26	本市の責めに帰すべき事由によ る、事業契約で定められた整備期 限の遅延に關すること。	○	－
	設備損傷 リスク	27	工事による新設等設備、更新対象 外設備及びその他の設備の損傷に 關すること。	－	○
	施設損傷 リスク	28	工事による施設の損傷に關すること。	－	○
	工事監理リスク		29	工事監理の不備により発生した工 事内容、工期等の不具合に關する こと。	－
設備性能リスク （空調環境提供開始前）		30	工事完了後、本市の確認で発見さ れた空調設備等の事業契約書に定 める性能への未達に關すること。 （隠ぺい部の既存の配管を用いた ことに起因する場合を除く。）	－	○
技術進歩リスク		31	計画・施工段階における技術進歩 に伴う、空調設備等の内容の変更 に關すること。	○	－
維持管理 リスク	要求水準未達 リスク	32	選定事業者の行う維持管理業務の 事業契約書に定めるサービス水準	－	○

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
			への未達に関すること。		
	設備性能 リスク (空調環境提 供開始後)	33	本市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下等、本市の責めに帰すべき事由による性能の低下に関すること。	○	－
		34	新設等設備の通常劣化等による性能の低下。	－	○
		35	既存の配管を用いたことによる性能の低下（隠ぺい部の既存の配管を用いたことに起因する場合を除く。）。	－	○
	設備契約 不適合リスク	36	事業期間中に、本事業の工事による新設等設備、更新対象外設備及びその他の設備の契約不適合が発見された場合。	－	○
		37	事業期間中に、本事業の工事によらない更新対象外設備の契約不適合が発見された場合。	○	－
	維持管理費 増加リスク	38	本市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加に関すること。	○	－
		39	本市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く。）に関すること。	－	○
	設備損傷 リスク	40	空調設備等の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する設備の損傷に関すること。	－	○
		41	本市の責めに帰すべき事由による空調設備等の損傷に関すること。	○ ※6	－
		42	選定事業者の責めに帰すべき事由による空調設備等の損傷に関すること。	－	○
	施設損傷 リスク	43	本市の責めに帰すべき事由による施設の損傷に関すること。	○ ※6	－
		44	選定事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に関すること。	－	○
エネルギーコスト変動リスク	45	エネルギーの単価が変動することによるエネルギーコストの増加に関すること。	○	－	
	46	空調設備等の使用時間、使用方法が変動することによるエネルギーコストの増加に関すること。	○	－	
	47	空調設備等の性能未達によるエネルギーコストの増加等に関すること。	－	○ ※7	

(凡例 ○：主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者)

- ※1 リスク分担は現段階での案であり、実施方針への質問及び回答や本市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化するものであることに留意すること。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担しますが、選定事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※3 本市の政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担する。ただし、当該事由により、整備及び維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、本市が選定事業者に支払う設計・施工等及び維持管理のサービス対価を改定することを条件とする。
- ※4 不可抗力事由により、選定事業者に、機器の修繕・再調達、工期の変更、その他による追加費用等の損害が発生した場合には、一定の金額は選定事業者の負担、それを超えるものについては本市が負担する。
- ※5 事業契約書で定める一定の範囲を超えて、整備費及び維持管理費に関する物価変動があった場合には、事業契約書に定める方法に基づいてサービス対価の変更を行う。
- ※6 「本市の責めに帰すべき事由」には、本市の職員、児童生徒、教職員、児童生徒の保護者、本市が訪問を許可した業者（選定事業者及び関連業者を除く。）等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※7 事業期間中に、空調設備等の性能が、選定事業者の責めに帰すべき事由により、選定事業者が提案した性能を下回ったことに起因して本市が負担したエネルギーコストについては、本市は合理的な範囲で選定事業者に当該費用の負担を求めることができるものとし、選定事業者はこれを負担しなければならないものとする。

別紙 2 本事業の対象校一覧

【小学校の対象校】

No	学校名	所在地
1	殿町小学校	川崎市川崎区殿町1-17-19
2	四谷小学校	川崎市川崎区四谷下町4-1
3	大師小学校	川崎市川崎区東門前2-6-1
4	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2-4-19
5	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3-2-1
6	大島小学校	川崎市川崎区浜町1-5-1
7	渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1
8	東小田小学校	川崎市川崎区小田5-11-20
9	小田小学校	川崎市川崎区小田4-12-24
10	浅田小学校	川崎市川崎区浅田2-11-21
11	東大島小学校	川崎市川崎区大島5-25-1
12	向小学校	川崎市川崎区大島4-17-1
13	田島小学校	川崎市川崎区渡田1-20-1
14	新町小学校	川崎市川崎区渡田新町3-15-1
15	旭町小学校	川崎市川崎区旭町2-2-1
16	宮前小学校	川崎市川崎区宮前町8-13
17	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1
18	京町小学校	川崎市川崎区京町1-1-4
19	幸町小学校	川崎市幸区中幸町2-17
20	南河原小学校	川崎市幸区都町18
21	西御幸小学校	川崎市幸区小向西町4-30
22	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町1-165
23	古川小学校	川崎市幸区古川町70
24	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉1-1
25	下平間小学校	川崎市幸区下平間175
26	古市場小学校	川崎市幸区古市場1-1
27	日吉小学校	川崎市幸区北加瀬1-37-1
28	小倉小学校	川崎市幸区小倉2-20-1
29	南加瀬小学校	川崎市幸区南加瀬4-24-1
30	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬2-13-1
31	下河原小学校	川崎市中原区上平間585
32	平間小学校	川崎市中原区上平間1480
33	玉川小学校	川崎市中原区北谷町32
34	下沼部小学校	川崎市中原区下沼部1955
35	荻宿小学校	川崎市中原区荻宿25-1
36	木月小学校	川崎市中原区木月4-53-1
37	東住吉小学校	川崎市中原区木月住吉町1-11
38	住吉小学校	川崎市中原区木月祇園町17-1
39	井田小学校	川崎市中原区井田中ノ町29-1
40	今井小学校	川崎市中原区今井西町3-18
41	上丸子小学校	川崎市中原区上丸子八幡町815
42	西丸子小学校	川崎市中原区小杉陣屋町2-19-1
43	中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町1-950
44	宮内小学校	川崎市中原区宮内2-4-1
45	大戸小学校	川崎市中原区下小田中1-4-1

No	学校名	所在地
46	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3-35-1
47	新城小学校	川崎市中原区下新城1-15-1
48	大谷戸小学校	川崎市中原区上小田中1-27-1
49	小杉小学校	川崎市中原区小杉町2-295-1
50	子母口小学校	川崎市高津区子母口730
51	橘小学校	川崎市高津区千年1024
52	末長小学校	川崎市高津区末長3-8-1
53	新作小学校	川崎市高津区新作1-9-1
54	坂戸小学校	川崎市高津区坂戸1-18-1
55	久本小学校	川崎市高津区久本3-11-3
56	下作延小学校	川崎市高津区下作延5-19-1
57	高津小学校	川崎市高津区溝口4-19-1
58	梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷4-12
59	西梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷2-14-1
60	久末小学校	川崎市高津区久末647
61	南原小学校	川崎市高津区上作延3-9-1
62	久地小学校	川崎市高津区久地4-2-1
63	野川小学校	川崎市宮前区西野川2-19-1
64	西野川小学校	川崎市宮前区野川台3-10-1
65	南野川小学校	川崎市宮前区南野川2-12-1
66	宮崎小学校	川崎市宮前区馬絹1-30-9
67	鷺沼小学校	川崎市宮前区鷺沼2-1
68	有馬小学校	川崎市宮前区東有馬5-12-1
69	西有馬小学校	川崎市宮前区有馬7-6-1
70	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3
71	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平3-14-1
72	宮崎台小学校	川崎市宮前区宮崎3-18-2
73	向丘小学校	川崎市宮前区平1-6-1
74	平小学校	川崎市宮前区平6-5-1
75	白幡台小学校	川崎市宮前区南平台13-1
76	菅生小学校	川崎市宮前区菅生1-5-1
77	稗原小学校	川崎市宮前区水沢3-7-1
78	犬蔵小学校	川崎市宮前区犬蔵1-3-1
79	土橋小学校	川崎市宮前区土橋3-1-11
80	稲田小学校	川崎市多摩区宿河原3-18-1
81	長尾小学校	川崎市多摩区長尾7-28-1
82	宿河原小学校	川崎市多摩区宿河原2-1-1
83	登戸小学校	川崎市多摩区登戸1329
84	中野島小学校	川崎市多摩区中野島3-12-1
85	下布田小学校	川崎市多摩区布田23-1
86	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2-19-1
87	南菅小学校	川崎市多摩区菅馬場3-25-1
88	西菅小学校	川崎市多摩区菅北浦4-2-1
89	菅小学校	川崎市多摩区菅2-6-1
90	三田小学校	川崎市多摩区三田3-6-4
91	生田小学校	川崎市多摩区生田7-22-1
92	南生田小学校	川崎市多摩区南生田3-1-1
93	西生田小学校	川崎市麻生区細山2-2-1

No	学校名	所在地
94	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1
95	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1
96	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6-3-1
97	王禅寺中央小学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-1
98	真福寺小学校	川崎市麻生区白山5-3-1
99	柿生小学校	川崎市麻生区片平3-3-1
100	岡上小学校	川崎市麻生区岡上675-1
101	片平小学校	川崎市麻生区片平5-28-1
102	栗木台小学校	川崎市麻生区栗木台5-15-1
103	はるひ野小学校	川崎市麻生区はるひ野4-8-1

【中学校の対象校】

No	学校名	所在地
104	大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1
105	南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1
106	川中島中学校	川崎市川崎区藤崎2-19-1
107	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1-2-4
108	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2-11-22
109	田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7
110	京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11
111	渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1
112	富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2
113	川崎中学校	川崎市川崎区下並木50
114	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4-31
115	御幸中学校	川崎市幸区戸手4-2-1
116	塚越中学校	川崎市幸区塚越1-60
117	日吉中学校	川崎市幸区北加瀬2-3-1
118	南加瀬中学校	川崎市幸区南加瀬3-10-1
119	平間中学校	川崎市中原区上平間1368
120	玉川中学校	川崎市中原区中丸子562
121	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1
122	井田中学校	川崎市中原区井田杉山町11-1
123	今井中学校	川崎市中原区今井仲町7-1
124	中原中学校	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1
125	宮内中学校	川崎市中原区宮内4-13-1
126	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2-17-1
127	東橘中学校	川崎市高津区子母口730
128	橘中学校	川崎市高津区千年1300
129	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2
130	東高津中学校	川崎市高津区末長4-1-1
131	西高津中学校	川崎市高津区久地1-10-1
132	宮崎中学校	川崎市宮前区宮崎107
133	野川中学校	川崎市宮前区西野川 2 - 2 - 1
134	有馬中学校	川崎市宮前区有馬7-7-1
135	宮前平中学校	川崎市宮前区宮前平2-7
136	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5-11-1
137	平中学校	川崎市宮前区平3-15-1

No	学校名	所在地
138	菅生中学校	川崎市宮前区菅生2-10-1
139	犬蔵中学校	川崎市宮前区犬蔵1-10-1
140	稲田中学校	川崎市多摩区宿河原4-1-1
141	枅形中学校	川崎市多摩区枅形1-22-1
142	中野島中学校	川崎市多摩区中野島1-16-1
143	南菅中学校	川崎市多摩区菅馬場4-1-1
144	菅中学校	川崎市多摩区菅城下28-1
145	生田中学校	川崎市多摩区三田2-5420-2
146	南生田中学校	川崎市多摩区南生田3-4-1
147	西生田中学校	川崎市麻生区高石3-25-1
148	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1
149	長沢中学校	川崎市麻生区東百合丘4-12-1
150	麻生中学校	川崎市麻生区上麻生4-39-1
151	柿生中学校	川崎市麻生区上麻生6-40-1
152	王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2
153	白鳥中学校	川崎市麻生区白鳥1-5-1
154	はるひ野中学校	川崎市麻生区はるひ野4-8-1